

# K-Report

2011年 7月 1日発行  
第1巻 第4号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目 11 番 39 号 川本ビル 4 階

TEL 052-261-2611 FAX 052-261-2612

URL <http://www.tomiken.org>



## 1. 改正情報

### 目次

- 1 改正情報
- 2 ワークライフバランス推進の取組方法
- 3 所長コラム

### ◆雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

#### 支給対象変更のお知らせ

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の休業、教育訓練または出向を行った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する制度です。

この助成金の対象者が次の通り変更されることとなり、これまで対象となっていた労働者が一時的に対象から外れる可能性がありますのでご注意ください。

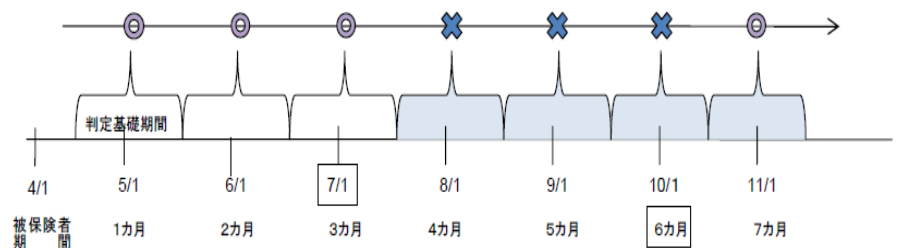
#### ●変更時期

判定基礎期間の初日が平成23年7月1日以降の申請分から

#### ●対象から外れる労働者

雇用保険の被保険者期間が6カ月未満の労働者

【例】平成23年4月1日に新たに被保険者となった人の場合、○の判定基礎期間は対象となり、✕は対象となりません。



※判定基礎期間とは、助成金申請の単位となる期間で、賃金締切期間と同じです。

なお、東日本大震災に伴う特例措置が受けられる次の①～③の事業主については、平成23年7月1日以降も引き続き、被保険者期間が6カ月未満の労働者も助成金の対象になります。

- ① 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野県の災害救助法適用地域に所在する事業主
- ② ①の災害救助法適用地域に所在する事業所と一定規模以上(総事業量などに占める割合が3分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主
- ③ ②の事業所と一定規模以上(総事業量などの2分の1以上)の経済的関係を有する事業所の事業主

## 2. ワークライフバランスの取組方法

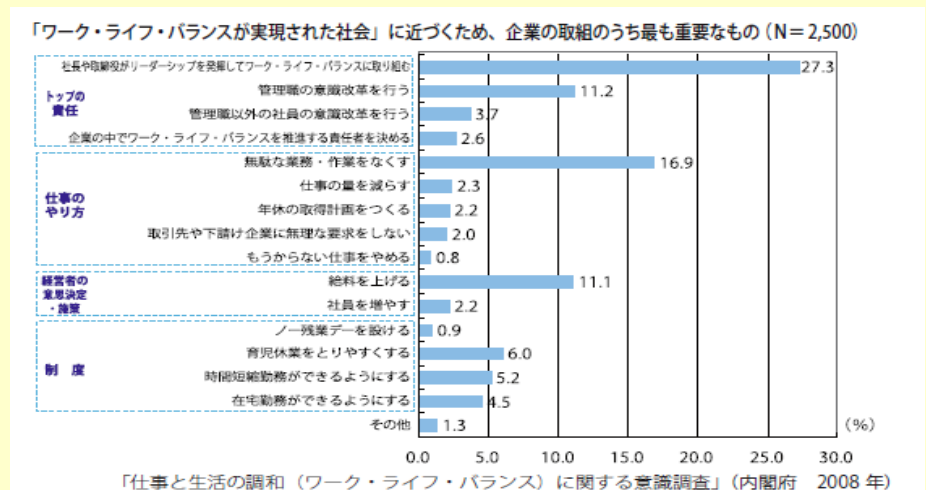
### ■取組にあたって必要な姿勢



こんな状態にならないように  
バランスの取れた取り組みを  
模索しましょう。

2008年に内閣府が実施した【仕事と生活の調和(ワークライフバランス)に関する意識調査】では、【『ワークライフバランスが実現された社会』に近づくため、企業の取組のうちもっとも重要なもの】として、「社長や取締役がリーダーシップを発揮してワークライフバランスに取り組む」、「無駄な業務・作業はなくす」、「管理職の意識改革を行う」ことがあがっています。

このように、ワークライフバランスの取組を導入し、推進していくためには、経営トップの理解とリーダーシップの発揮が重要な鍵となります。また、ワークライフバランスへの取組は企業規模・業種・経営方針・これまでの経緯によって異なります。個々の企業が自社の実情と課題を把握し、それぞれに適した効果的な進め方を労使で十分に話し合い、実現可能な取組を導入することが必要です。



## 3. 所長コラム

### ■熱中症 《死に至ることもある こわーい病》

作業中に熱中症により救急車で病院に運ばれることが、近年増えています。熱くなるこの季節、マスコミでも連日熱中症の事故や、予防の方法を報道しています。

プロサッカー界でもJリーグでは、ピッチの周りに置く水は永く真水と定められていましたが(世界のサッカー界でも真水と定められている)、先日、水分の吸収がよいスポーツドリンクが認められるようになりました。

作業中に熱中症になったからと言ってすべてが労災事故とは限りません。労災事故は、業務の起因性と遂行性がないと認められません。そのため、作業環境(気温などの情報)、発生状況の詳細、災害発生当時の服装、前日及び当日の行動詳細、前日及び当日の食事摂取状況(飲酒状況含む)、当日の水分・塩分の摂取状況、睡眠時間などなど・・・、災害発生状況申立書に記載し提出することになります。仕事中に発症しても、業務に起因しているとは限りません。後日労災事故と認められない場合もあります。

まずは、熱中症にならないように、十分な睡眠と水分の摂取を！